

独立行政法人医薬基盤研究所 生物資源の分譲等に関する規程

18規程第18号

改正 平成18年12月 1日 18規程第19号

改正 平成19年 5月 1日 19規程第 5号

改正 平成20年11月25日 20規程第15号

改正 平成21年 3月24日 21規程第 5号

改正 平成23年 4月 1日 23規程第11号

改正 平成23年10月14日 23規程第22号

改正 平成24年 6月28日 24規程第 5号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人医薬基盤研究所（以下「研究所」という。）が管理する生物資源（細胞、遺伝子、小動物、薬用植物をいう。以下同じ。）を研究所以外の者に分譲する際の手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(分譲手続)

第2条 研究所に対して、生物資源の分譲を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別表に掲げる区分に応じて同表様式欄に掲げる様式又はこれに準じる様式による分譲依頼書を提出しなければならない。

2 理事長は、前項の依頼の内容が適当であると認めるときは、当該生物資源を分譲するものとする。

3 研究所は、前項の分譲に際して、必要な条件を付すことができる。

(対価の徴収)

第3条 研究所は、別表に掲げる生物資源を分譲しようとするときは、それぞれ同表に掲げる分譲手数料を依頼者から徴収するものとする。

2 研究所は、別表に掲げるもの以外の生物資源を分譲しようとするときは、次の各号に掲げる額の合計額を基礎として理事長が適当と認める額を分譲手数料として依頼者から徴収するものとする。

(1) 実施経費 依頼された生物資源を分譲するために必要な人件費、消耗品費、設備費その他の費用の合算額

(2) 間接経費 前号の合算額に0.3を乗じて得た額

3 理事長は、特別の理由があると認めるときは、前2項に規定する分譲手数料の額を減額又は免除することができる。

(生物資源供給事業者への提供)

第4条 研究所は、生物資源を研究者に提供する事業を行う法人であって、当該事業の実施

が研究所の目的の達成に資すると理事長が認めるもの（以下「生物資源供給事業者」という。）に対して、生物資源を提供することができる。

2 研究所は、前項に定める生物資源の提供に際して、生物資源供給事業者から適切な対価を徴収することができる。

（適用除外）

第5条 第2条の規定による生物資源の分譲及び前条の規定による生物資源の提供については、独立行政法人医薬基盤研究所研究成果物等取扱規程（平成17年規程第66号）の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成18年12月1日18規程第19号）

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成19年5月1日19規程第5号）

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成20年11月25日20規程第15号）

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日21規程第5号）

この規程は、平成21年3月24日から施行する。

附 則（平成23年4月1日23規程第19-1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月14日23規程第22号）

この規程は、平成23年10月14日から施行する。

附 則（平成24年6月28日24規程第5号）

この規程は、平成24年6月28日から施行する。

別表（第2条及び第3条関係）

生物資源	分譲手数料		様式
	公的研究機関	民間企業	
培養細胞	24,000 円	29,000 円	様式A
遺伝子変異・改変培養細胞	30,000 円	35,000 円	様式A
ヒト i P S 細胞	50,000 円		様式細胞 1

生物資源	分譲手数料	様式
マウス（生体）	126,000 円／1 件	様式第 1
マウス（凍結胚）	47,250 円／1 チューブ	様式第 1
マウス（凍結精子）	23,100 円／1 ストロー	様式第 1
スナネズミ、ハムスター、マストミス（生体）	105,000 円／1 件	様式第 1
BAC クローン	超過分 1 クローンにつき 21,000 円を加算（注 1）	様式第 2

（注 1） 1 件の料金は、一の目的領域につき 2 クローンを分譲する際の価格であり、同一領域につき 2 クローンを超えて分譲を受ける場合には、超過分 1 クローンにつき 21,000 円を加算する。

薬用植物（種子）	1,000 円／1 箱（10 種以内） （注 1）	様式第 3
薬用植物（種いも）	1,500 円／1 箱（10 個以内）	様式第 3
薬用植物（苗）	1,200 円／1 箱（10 本以内）	様式第 3
薬用植物（苗木）（注 2）	1,300 円／1 箱（5 本以内）	様式第 3
薬用植物（植物体）	3,000 円／1 本	様式第 3
生薬	生薬の種類ごとに当該生薬の市場流通価格に相当する額として理事長が別に定める額	様式第 3

上記の分譲手数料は、薬用植物については 10 箱（植物体については 10 本とする。以下同じ）までの分譲について適用し、10 箱を越える分譲については適用しない。

（注 1） 10 種類以内の植物の種子を 1 箱とする。ただし、依頼された同一植物の種子の数量が 1g（当該種子 50 粒の重さが 1g を越えるときは 50 粒とする。以下同じ）を越えるときは、1g ごとに 1 種とする。

（注 2） 苗木とは、樹高 1m 以下のものをいい、1m を越えるものは植物体とする。

難病研究資源	分譲手数料		様式
DNA・血清・血漿	公的研究機関	民間企業	難病研究資源バンク試料等分譲申請書（様式 001）
	5,250 円 / 1チューブ	10,500 円 / 1チューブ	

(注) 難病研究資源バンクの共同事業内での分譲については、収集研究班の試料収集の円滑化を図る観点から、共同事業要領第2条の規定により、分譲手数料については個別に対応するものとする。ただし、共同事業を終了した後に分譲する難病研究資源に係る分譲手数料については、上記分譲手数料を徴収するものとする。

様式A

細胞分譲依頼書・同意書

独立行政法人医薬基盤研究所
培養資源研究室 御中

1 下記細胞株を分譲願います。

申込日： 年 月 日	受付日：	受付番号：	
依頼者氏名： フリガナ(ローマ字) 郵便番号：〒 機関住所： 機関名及び研究室名：	E-mail： 職名：		
責任者名： Tel：	E-mail： (内線) Fax：		
(請求書の送付先が上記機関と異なる場合は、下記にご記入下さい。)			
機関住所： 〒 機関名： 氏名： 電話： (内線)			
	資源番号	細胞株名	本数
1			
2			
3			
4			
5			
研究目的：			

2 (独) 医薬基盤研究所・細胞資源研究室 (以下 JCRB と略称) より細胞株の分譲を受けるにあたり、下記の事項について同意します。

- 1) 当該細胞株に関する樹立者の優先権を全面的に尊重し、樹立者からの使用上の制限等がある場合は、これを遵守する。
- 2) 分譲された細胞株を人体に直接投与するなど倫理に反する実験に使用しない。
- 3) 分譲された細胞株は研究、試験、教育等のためにのみ使用し、直接的な営利活動や軍事目的に使用しない。
- 4) 分譲された細胞株を第三者に分与しない。
- 5) 分譲された細胞株の取り扱いにより事故、損害等が生じても、JCRB の責任を一切問わない。
- 6) 分譲された細胞株を使用した研究を発表する場合は、登録番号・細胞株名ならびに樹立者名あるいは文献名を記載し、JCRB を通じて入手したことを明記する。

分譲依頼者署名：

送付先 (FAX または郵送)

〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8

(独) 医薬基盤研究所・培養資源研究室

TEL・FAX : 072-641-9851

E-mail: cell@nibio.go.jp

様式第 1

小動物分譲依頼書・同意書

独立行政法人 医薬基盤研究所
疾患モデル小動物研究室 御中

下記の資源の分譲を依頼します。

申込日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (受付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

依頼者氏名 _____

機関住所 〒 _____

機関名 _____ 研究室名 _____

電話 _____ Fax _____

E-mail _____

分譲希望資源名

資源番号	資源名	備考
nibio		(生体 凍結胚 凍結精子)

【同意事項】

依頼者は、(独) 医薬基盤研究所 (以下「研究所」という。) から上記資源の分譲を受けるに当たり、下記の事項に同意する。

1. 依頼者は、分譲された資源を研究、試験、教育のためにのみ使用し、直接的な営利活動や軍事目的に使用しないこと。
2. 依頼者は、分譲された資源を第三者に再分譲しないこと。当該資源を用いて依頼者が自ら再繁殖させた資源についても同様とする。
3. 依頼者は、分譲された資源の作製者又は樹立者の権利を尊重するものとし、作製者又は樹立者が定める使用上の制限がある場合は、これを遵守すること。
4. 分譲された資源に係る知的財産権の取扱いについては、関係当事者の間で解決を図るものとする。
5. 依頼者は、関連する法令及びガイドラインを遵守すること。
6. 依頼者は、分譲された資源を「ヒトのクローン個体の作製をもたらすおそれのある研究」など研究倫理に反する実験に使用しないこと。

様式第 2

BAC クローン分譲依頼書・同意書

独立行政法人 医薬基盤研究所
難病資源研究室 御中

下記の BAC クローンの分譲を依頼します。

申込日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (受付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

依頼者氏名 _____

機関住所 〒 _____

機関名 _____ 研究室名 _____

電話 _____ Fax _____

E-mail _____

研究目的 _____

分譲希望マウス BAC クローン

遺伝子名	
予想領域サイズ	
分譲クローン数 (注)	

(注) 一の目的領域につき、2クローンを超えて分譲依頼する場合にのみ記入して下さい。

BAC クローン特定条件

※一の目的領域につき、3セットまでプライマーセットを設定することができます。

プライマーセット 1

プライマー 1-F	
プライマー 1-R	
増幅産物サイズ	
PCR 条件	

|

プライマーセット 2

プライマー 2-F	
プライマー 2-R	
増幅産物サイズ	
PCR 条件	

プライマーセット 3

プライマー 3-F	
プライマー 3-R	
増幅産物サイズ	
PCR 条件	

(注) 1 領域は 150 Kb 以内として下さい。

PCR 条件に関しては、酵素等、反応組成、反応時間等を指定して下さい。

【同意事項】

依頼者は、(独) 医薬基盤研究所 (以下「研究所」という。) から上記資源の分譲を受けるに当たり、下記の事項に同意する。

1. 依頼者は、分譲された資源を研究、試験、教育のためにのみ使用し、直接的な営利活動や軍事目的に使用しないこと。
2. 依頼者は、分譲された資源を第三者に再分譲しないこと。当該資源を用いて依頼者が自ら再増幅させた資源についても同様とする。
3. 本件分譲は、依頼者が示した BAC クローン特定条件に基づき、関係論文 (Genes Genet. Sys. 81 143-146 (2006)) に示された手順・方法により増幅される BAC クローンを依頼者に提供するものであり、依頼者の求める遺伝子が分譲された BAC クローンに含まれていない場合であっても、依頼者は研究所の責任を問わないこと。
4. 分譲された資源に係る知的財産権の取扱いについては、関係当事者の間で解決を図るものとする。
5. 依頼者は、関連する法令及びガイドラインを遵守すること。
6. 依頼者は、分譲された資源を研究倫理に反する実験に使用しないこと。
7. 依頼者は、分譲された資源の使用により損害を生じても、研究所の責任を問わないこと。ただし、研究所に故意又は重大な過失があるときはこの限りではない。
8. 分譲された資源を用いた研究による成果を発表する場合は、その発表論文に当該資源の名称及び (独) 医薬基盤研究所を通じて入手したことを明記するとともに、当該論文の別刷り 1 部を研究所に送付すること。
9. 上記の外、研究成果を発表する場合に遵守すべき事項を研究所が別に定めたときは、依頼者はこれを遵守すること。
10. 分譲資源を研究所から依頼者に輸送するための費用は、依頼者の負担とすること。
11. 依頼者は、上記の同意事項に違反して研究所に損害を生じたときは、研究所からの請求に基づき、その損害を賠償すること。

依頼者署名 :

送付先 (FAX または郵送)

〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ 7-6-8

医薬基盤研究所 難病資源研究室

TEL:072-641-9019 FAX:072-641-9019

E-mail:gene@nibio.go.jp

様式第 3

薬用植物等分譲依頼書・同意書

独立行政法人 医薬基盤研究所
薬用植物資源研究センター 御中

下記の資源の分譲を依頼します。

申込日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (受付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

依頼者氏名 _____

機関住所 〒 _____

機関名 _____ 研究室名 _____

電話 _____ Fax _____

E-mail _____

分譲希望資源名

薬用植物等の名称	提供形態 (注 1)	数量 (注 2)

使用目的 (注 3) _____

(注 1) 提供形態の欄には、希望する提供形態について、種子・種いも・苗・苗木・植物体・生薬のいずれかを記入して下さい。

(注 2) グラムまたは粒 (種子)、個 (種いも)、本 (苗、苗木、植物体)、グラム (生薬) 単位で記入して下さい。

(注 3) 使用目的の欄には、試験研究用・教育用・原料栽培用・試薬用のいずれかを記入して下さい。試験研究用の場合には、研究目的を明示して下さい。

原料栽培用の場合には、どのような製品の原料として使用するのかを明示して下さい。

【同意事項】

依頼者は、(独) 医薬基盤研究所 (以下「研究所」という。) から上記資源の分譲を受けるに当たり、下記の事項に同意する。

1. 依頼者は、分譲された資源 (当該資源を用いて依頼者が自ら栽培・増殖・抽出したものを含む。以下同じ。) を上記の使用目的にのみ使用することとし、当該目的以外で使用しようとするときは、あらかじめ研究所の承認を受けること。
2. 依頼者は、1 で定める使用目的に基づき、分譲された資源を栽培する場合には、国内でのみ栽培するものとし、研究所からあらかじめ承認を受けた場合を除き、海外に持ち出さないこと。
3. 依頼者は、分譲された資源を第三者に再分譲しないこと (但し、公定書に規定された試薬として使用する場合を除く)。
4. 依頼者は、分譲された資源の作製者の権利を尊重するものとし、作製者が定める使用上の制限がある場合は、これを遵守すること。
5. 分譲された資源に係る知的財産権の取扱いについては、関係当事者の間で解決を図るものとする。
6. 依頼者は、関連する法令及びガイドラインを遵守すること。
7. 依頼者は、分譲された資源を研究倫理に反する実験に使用しないこと。
8. 依頼者は、分譲された資源の使用により損害を生じても、研究所の責任を問わないこと。ただし、研究所に故意又は重大な過失があるときはこの限りではない。
9. 分譲された資源を用いた研究による成果を発表する場合は、その発表論文に当該資源の名称及び資源番号並びに (独) 医薬基盤研究所を通じて入手したことを明記するとともに、当該論文の別刷り 1 部を研究所に送付すること (但し、公定書に規定された試薬として使用する場合を除く)。
10. 上記の外、研究成果を発表する場合に遵守すべき事項を研究所が別に定めたときは、依頼者はこれを遵守すること。
11. 分譲資源を研究所から依頼者に輸送するために必要な費用は、依頼者の負担とすること。
12. 分譲された資源について、研究所がサンプルの提供を求めたときは、依頼者は、研究所の求めに応じて無償で提供すること。
13. 依頼者は、上記の同意事項に違反して研究所に損害を生じたときは、研究所からの請求に基づき、その損害を賠償すること。

依頼者署名：

送付先 (FAX または郵送)

〒305-0843 茨城県つくば市八幡台 1. 2

医薬基盤研究所 薬用植物資源研究センター

TEL: 029-838-0571 FAX: 029-838-0575

E-mail: rcmpr@nibio.go.jp